

委託業務契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

平成30年 9月14日

奈良県知事 荒井正吾

1. 業務概要

- (1) 業務名 奈良公園（仮称）登大路バスターミナル施設運營業務
（（仮称）登大路バスターミナル交通運営・施設管理運営事業）
- (2) 業務番号 第829-委-2号
- (3) 業務場所 奈良公園（奈良市登大路町地内）
- (4) 業務内容 (1) 観光案内業務
(2) 施設運營業務
詳細は、別紙「業務説明書」によります。
- (5) 業務量の目安 62,382千円（消費税込み）を限度とします。
<年度内訳>
平成30年度 3,052,000円
平成31年度 29,665,000円
平成32年度 29,665,000円
注1：平成31年度、32年度の県の予算において、当該業務に係る委託料が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することがあります。
- (6) 業務期間 契約日から平成33年3月31日まで（長期継続契約3ヵ年度）
注：運営期間は、平成31年3月から平成33年3月31日まで（25ヶ月間）を前提としますが、供用開始時期が変更となることがあります。
- (7) 支払条件 当該年度分の業務完了報告書を提出し、完了検査に合格した後に一括払いとする。なお、初年度の運営分については、供用開始日以後の日数分に応じて支払うものとする。

2. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加表明書の提出の日から特定通知の日までの期間に、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生

手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

- (4) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。
- (6) 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）に基づき作成された競争入札参加資格者名簿の中で、次のア) 又はイ) の登録区分のいずれかで登録している者。
- | | | | |
|--------|-------------|--------|-----------|
| ア) 大分類 | Q 役務の提供 | イ) 大分類 | Q 役務の提供 |
| 中分類 | 5 広告・イベント業務 | 中分類 | 7 諸サービス |
| 小分類 | ① 広告・イベント業務 | 小分類 | ⑮ その他サービス |
- (7) 平成 20 年 4 月 1 日以降、公告日までに完了した以下のア) 又はイ) の元請実績（公共・民間問わない。）を有していること。
- ア) 観光案内所の運營業務
- イ) 文化施設（美術館・博物館等）の運營業務

3. 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地
奈良県 県土マネジメント部 まちづくり推進局
奈良公園室 奈良公園管理係（県庁分庁舎 6 階）
TEL : 0742-27-8028 FAX : 0742-22-7832

(2) 参加表明書作成に関する質問の受付・回答及び参考資料の貸与

- ① 提出方法 質問がある場合は、FAX（任意様式）で提出し、電話にて受信の確認をすること。
- ② 提出先 担当部局
- ③ 受付期間 平成 30 年 9 月 21 日（金）の正午まで
- ④ 回答 平成 30 年 9 月 26 日（水）に下記アドレスの奈良県ホームページに掲載する。
- URL : <http://www.pref.nara.jp/27839.htm>

⑤ 参考資料の貸与

1) 参考資料

- ・ 第 526-委-1 号（仮称）登大路バスターミナル展示施設製作業務（県庁周辺地区交通環境整備事業（主プロ）（単独建設））展示設計図（抜粋）
全体構成図面（展示動線案、展示概要 1～3）
- ・ 委（設）29-1 号（仮称）登大路バスターミナル新築工事（建築工事）（県庁周辺地区交通環境整備事業（社会資本）（主プロ））設計変更図（抜粋）
舞台設備図（仕様、断面図、平面図、電気図）
- ・（仮称）登大路バスターミナル新築工事（電気設備工事）（県庁周辺地区交通環境整備事業（社会資本）（主プロ））

舞台照明設備（特記仕様書・機器数量票、系統図・装置姿図・器具姿図・平面配置図・断面配置図・詳細図・機器姿図（１）～（４）、１階・２階平面図）

2) 貸与方法

参考資料として貸与を希望する場合は、②提出先の担当部局において貸与します。

・平成30年10月1日（月）の17時まで

※貸与希望日時を事前に担当部局まで電話にて連絡すること。

※貸与資料の返却期限は下記(3)①提出期限までとします。

（返却期限・方法については、貸与時に指示します。）

(3) 参加表明書の提出

①提出期限 平成30年10月2日（火）の正午まで

②提出先 担当部局

③提出物 参加表明書（以下の様式及び添付資料）

様式1 参加表明書

様式2 企業の契約実績

様式3 企業の業務実績等

様式4 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の状況

様式5 障害者の雇用の状況

様式6 保護観察対象者等の雇用の状況等

④提出方法 持参に限る

⑤提出部数 1部

(4) 技術提案書提出者の選定及び通知

①選定について

参加表明書を基に、後述する「4. 受託業者を特定するための評価基準」のうち、「企業の経験及び能力」（28点分）について審査し、上位5者程度選定します。

②通知について

参加表明書を提出した者には、技術提案書の提出依頼（技術提案書提出依頼書）又は非選定の通知（非選定通知書）をします。非選定通知書には、選定しなかった理由を記載します。

③非選定理由の説明申請について

非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内にその理由の説明を書面により求めることができます。

(5) 技術提案書の提出

①提出期限 平成30年11月初旬（予定）

②提出先 担当部局

③提出物 ・技術提案書（以下の様式及び添付資料）

様式7 技術提案書

様式8 業務の実施方針

様式9-1 評価テーマ1に関する技術提案

様式9-2 評価テーマ2に関する技術提案

・参考見積

別紙「業務説明書」の全ての業務（技術提案書の内容を含む）に要する費用について記載すること。

別紙「設計内訳書」に倣って作成すること。

- ・ヒアリング時にパソコン（PowerPoint 等）を用いる場合は、電子データを CD-R に保存し 1 部提出すること。なお、PowerPoint のバージョンは 2007 とし、企業名が特定されるような表現はお控えください。また、提出期限を過ぎての提出は認めません。

なお、この資料はあくまでもヒアリング時の説明用資料であるため、技術提案書に記載されていない提案が記載されていても評価の対象となりません。

④提出方法 持参に限る

⑤提出部数 1 部

(6) 技術提案書作成に関する質問の受付・回答及び参考資料の貸与

①技術提案書作成に関する質問の受付については、別途、提出依頼の通知時に指定します。

②参考資料の貸与

1) 参考資料

- ・第 526-委-1 号（仮称）登大路バスターミナル展示施設製作業務（県庁周辺地区交通環境整備事業（主プロ）（単独建設））展示設計図（抜粋）
全体構成図面（展示動線案、展示概要 1～3）
- ・委（設）29-1 号（仮称）登大路バスターミナル新築工事（建築工事）（県庁周辺地区交通環境整備事業（社会資本）（主プロ））設計変更図（抜粋）
舞台設備図（仕様、断面図、平面図、電気図）
- ・（仮称）登大路バスターミナル新築工事（電気設備工事）（県庁周辺地区交通環境整備事業（社会資本）（主プロ））
舞台照明設備（特記仕様書・機器数量票、系統図・装置姿図・器具姿図、平面配置図・断面配置図・詳細図・機器姿図（1）～（4）、1階・2階平面図）

(7) ヒアリング

技術提案書について、ヒアリングを実施します。以下を予定していますが、詳細については技術提案書提出後に個別に通知します。

①日 時 平成 30 年 11 月中旬

②場 所 県庁内もしくは県庁周辺

③出席者 予定統括責任者（必須）

④ヒアリング時間 プレゼンテーション（15 分）、質疑応答（10 分）

(8) 受託業者の特定

①特定について

参加表明書、技術提案書及びヒアリングを基に、後述する「4. 受託業者を特定するための評価基準」（100 点）について審査し、最高得点者を特定します。

②通知について

技術提案書を提出した者には、特定又は非特定の通知をします。非特定通知書には、特定しなかった理由を記載します。

③非特定理由の説明申請について

非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して 5 日（県の休日を除く）以内にその理由の説明を書面により求めることができます。

(9) その他

事務局

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県 県土マネジメント部 技術管理課 品質管理 G（県庁分庁舎 6 階）

TEL : 0742-27-7608 FAX : 0742-24-2310

4. 受託業者を特定するための評価基準

別紙 1 のとおり

5. 参加表明書の作成等

(1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(2) 参加表明書の表紙は様式 1 により作成してください。また、すべての添付資料のサイズは A4 以上とすることとし、複数の添付資料で実績を証明する場合は、業務年度・業務名・路線河川名・業務場所・業務番号等が確認でき、同一業務の関連資料であることが判断できるもの（変更がある場合は最終のもの）を提出して下さい。（文字等の判読困難である場合又実績が明確に判断できない場合は、評価の対象外とする場合があります。）

(3) 企業の契約実績

「2. 参加資格」の (7) に掲げる資格があることが判断できる実績を 1 件以上、様式 2 に記載してください。

記載した業務を実際に履行したことを確認できる資料（契約書、仕様書、業務内容が判断できる業務計画の写し等）を必ず添付してください。また、業務が完了していることが判断できる委託業務等成績評定通知書等、完了実績が明確に確認できる資料を添付して下さい。なお、実績は元請実績に限るものとし、公共・民間の別は問わないものとします。

また、合併又は社名変更等を行っている場合は、商号又は名称が確認できる資料（商業登記簿等）を添付して下さい。

添付資料により実績が明確に判断できない場合は、参加を認めず、欠格とします。

(4) 企業の経験及び能力等について、様式 3～6 に記載してください。

下記ア、イ、ウにおける業務実績等については、提出を求める実績等の数を超過して提出された場合は、提出された業務実績等のうち、低い評価となる業務実績等の評価点を採用します。

ア 業務執行能力①（様式 3）

平成 20 年 4 月 1 日以降、本業務における公告日までに完了した以下の 1～4 の業務の実績を 1 件のみ記載してください。

ここでいう業務 1 とは「観光案内所（J N T O 認定外国人観光案内所「カテゴリー 3」の認定を受けている案内所）の年間運営業務」、業務 2 とは「観光案内所（J N T

○認定外国人観光案内所「カテゴリー2」の認定を受けている案内所)の年間運營業務)、業務3とは、「観光案内所(JNTO認定外国人観光案内所「カテゴリー1」の認定を受けている案内所)の年間運營業務」及び業務4とは、「観光案内所(JNTO認定外国人観光案内所「パートナー施設」の認定を受けている案内所)の年間運營業務」とします。なお、年間運營業務とは、12ヵ月以上の連続した業務をいいます。

記載した業務を実際に履行したことを確認できる資料(契約書、仕様書、業務内容が判断できる業務計画の写し等)を必ず添付してください。また、業務が完了していることが判断できる委託業務等成績評定通知書等、完了実績が明確に確認できる資料を添付して下さい。添付資料により実績が明確に判断できない場合は、実績として認めません。なお、実績には、元請・下請(共同企業体の構成員としての実績を含む。)、公共・民間の別は問わないものとします。

また、合併又は社名変更等を行っている場合は、商号又は名称が確認できる資料(商業登記簿等)を添付して下さい。

イ 業務執行能力②(様式3)

平成20年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した同種業務又は類似業務の実績を1件のみ記載してください。

ここでいう同種業務とは「貸館施設(貸館部分の総面積500㎡以上又は1室(ホールを含む)収容300人以上)の運營業務」、類似業務とは「貸館施設の運營業務」とします。ただし、貸館施設とは、賃貸住宅、賃貸事務所及び賃貸店舗を除きます。

記載した業務を実際に履行したことを確認できる資料(契約書、仕様書、業務内容が判断できる業務計画の写し等)を必ず添付してください。また、業務が完了していることが判断できる委託業務等成績評定通知書等、完了実績が明確に確認できる資料を添付して下さい。添付資料により実績が明確に判断できない場合は、実績として認めません。なお、実績には、元請・下請(共同企業体の構成員としての実績を含む。)、公共・民間の別は問わないものとします。

運営期間の長期・短期の別は問わないものとする。

また、合併又は社名変更等を行っている場合は、商号又は名称が確認できる資料(商業登記簿等)を添付して下さい。

ウ 地域精通度(様式3)

平成20年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した「観光案内所(JNTO認定外国人観光案内所に限る。)又は貸館施設の運営(ただし、貸館施設とは、賃貸住宅、賃貸事務所及び賃貸店舗を除きます。)」業務の奈良市内又は奈良市以外の奈良県内における業務実績の有無を1件のみ記載してください。

記載した業務を実際に履行したことを確認できる資料(契約書、仕様書、業務内容が判断できる業務計画の写し等)を必ず添付してください。また、業務が完了していることが判断できる委託業務等成績評定通知書等、完了実績が明確に確認できる資料を添付して下さい。添付資料により実績が明確に判断できない場合は、実績として認めません。なお、実績には、元請・下請(共同企業体の構成員としての実績を含む。)、公共・民間の別は問わないものとします。

運営期間の長期・短期の別は問わないものとする。

また、合併又は社名変更等を行っている場合は、商号又は名称が確認できる資料(商業登記簿等)を添付して下さい。

エ 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の状況(様式4)

本業務における公告日の前日(平成30年9月13日)までの奈良県社員・シャイン

職場づくり推進企業登録の有無を記載してください。

なお、奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録証書の写しを添付してください。

オ 障害者の雇用の状況（様式 5）

平成 30 年 6 月 1 日現在の障害者の雇用の状況を記載してください。

なお、法定事業者（常用雇用労働者数 45.5 人以上）は公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」（平成 30 年 6 月 1 日現在）の写しを、その他事業者（常用雇用労働者数 45.5 人未満）は「障害者雇用状況報告書（国への報告義務のない事業者用）（第 1 号様式）」（平成 30 年 6 月 1 日現在）を今回作成し添付してください。

カ 保護観察対象者等の雇用の状況等（様式 6）

平成 29 年 4 月 1 日以降、本業務における公告日の前日（平成 30 年 9 月 13 日）までの保護観察対象者等の雇用の有無、及び公告日の前日までの協力雇用主の登録の有無を記載してください。

なお、奈良県保護観察所長の証明を受けた「保護観察対象者等雇用に関する証明書（第 2 号様式）」の写しを添付してください。ただし、協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用の両方とも無しの場合は証明を受けることができないので添付不要とします。

※保護観察対象者等とは、保護観察の対象者及び更正緊急保護の対象者をいいます。

6. 技術提案書の作成等

(1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(2) 技術提案書の表紙は様式 7 により作成してください。

(3) A4 縦長片面とし、文字は 10.5 ポイント以上とします。

図表中の文字が判読しがたい場合は、評価の対象としません。

また、様式 8、様式 9-1 及び様式 9-2 において、下記 (4)、(5) で提出を求めた枚数を超過した場合は、超過したページ（提出された様式の後ろのページ）に記載された提案は、評価の対象としません。

右肩の（商号又は名称）以外に商号又は名称を記載してはなりません。

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

(4) 業務の実施方針

業務の実施方針（業務理解度）、実施手順（工程計画）、実施体制等について様式 8 に記載してください。記載する際には、別紙 1 における判断基準ごとに設定された記載欄に提案内容を記載して下さい。他の欄に記載しても、評価の対象としません。

枚数は A4（片面）2 枚以内とします。なお各記載欄の大きさの配分は任意で設定していただいて構いません。また、記載欄の大きさの配分上、1 つの記載欄が 2 枚にまたいでも問題ありませんが、どの判断基準に基づいた提案か明確に判断できない場合は、評価の対象外とします。

(5) 評価テーマ

別紙 1「受託業者を特定するための評価基準」に記載されている評価テーマに関する技術提案について、評価テーマ 1 を様式 9-1 に記載、評価テーマ 2 を様式 9-2 に記載してください。記載する際には、別紙 1 における判断基準ごとに設定された記載欄に提案内容を記載して下さい。他の欄に記載しても、評価の対象としません。

様式 9-1 及び様式 9-2 とともに A4（片面）2 枚以内とし、一方の提案を他方の様式に記載しても、評価の対象としません。なお各記載欄の大きさの配分は任意で設定

していただいて構いません。また、記載欄の大きさの配分上、1つの記載欄が2枚にまたいでも問題ありませんが、どの判断基準に基づいた提案か明確に判断できない場合は、評価の対象外とします。

(6) その他

- ア 提出された技術提案書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。
- イ 特定されなかった提出者の技術提案書は返却します。
- ウ 提出された技術提案書の提出期限以降における再提出は認めません。
 なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。
- エ 提出期限までに技術提案書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過した時をもって辞退したものとみなします。
- オ プロポーザルは調査、検討、及び計画業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出及び業務内で検討し決定する具体的な内容について提案を求めるものではありません。
 なお、これに逸脱する内容を含む技術提案書については、提案を減点又は無効とする場合があります。
- カ 原則としてプロポーザルを理由とした職員等に対するヒアリングは禁止します。
- キ 提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがあります。

(7) 参考見積について

参考見積において、業務量の目安として示している限度額を超えている場合、もしくは、業務説明書に記載されている業務項目に対応する見積項目が不足している場合については、特定しません（別紙「設計内訳書」に倣って作成すること。）。

(8) 辞退について

技術提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

7. 参加資格の確認

(1) プロポーザル参加資格確認申請書等の提出について

受託業者として特定された者は、参加資格確認申請書及び参加資格確認資料（以下「参加資格確認申請書等」といいます。）を次の表により提出し、参加資格があることの確認を受けなければなりません。ただし、参加資格のうち、入札参加停止の有無、奈良県物品購入等競争入札参加資格の登録については、参加表明書の提出時においても確認を行うものとします。

対象書類	・プロポーザル参加資格確認申請書（様式S1） ・配置予定統括責任者に関する報告書（様式S2）
	上記様式に添付すべき書類の写し
提出先	担当部局
提出方法	持参
作成・提出にかかる費用	申請者負担

(2) プロポーザル参加資格確認申請書等の作成等

プロポーザル参加資格確認申請書等は、下記ア及びイのとおりとし、次に従い作成してください。

ア 奈良県物品購入等に係る競争入札参加者名簿の登録状況を記載した書面

「2. 参加資格」の(6)に掲げる資格があることを示す書面を様式 S1 により作成してください。

イ 配置予定統括責任者に関する報告書

配置予定統括責任者に関する報告書を様式 S2 により作成してください。その内容を確認できる資料として、雇用関係を証明する書面（健康保険証の写し等）を添付してください。

なお、配置予定統括責任者は、プロポーザル参加資格確認申請書の提出の日以前に 3 か月以上の雇用関係（代表者可）にある者であること。

(3) その他

ア 提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等は、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等は、返却しません。

ウ 提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等別途提出期限を定めた場合は、その期限）以降における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となります。

8. その他

(1) 契約の締結

「前項 3. 手続き等の(8) 受託業者の特定」により特定した最優秀提案者と契約を締結する。ただし、契約締結までの間に、競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

(2) 契約保証金

奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 19 条の定めるところによるものとします。

(3) 本業務説明書及び閲覧資料により得た情報は、参加表明書又は技術提案書の作成以外の目的に使用してはなりません。

(4) 本業務説明書及び特定された技術提案書に基づき、特記仕様書を作成することとし、この特記仕様書に基づき契約することとします。

(5) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要した費用は、提出者の負担とする。

(6) 本業務の契約までの手続き及び履行にあたっては、「奈良県県土マネジメント部プロポーザル方式（公募型）実施要領」及び「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式に関する運用ガイドライン」によるものとします。

・平成 30 年度版建コン業務等（総合評価・プロポ）について

<http://www.pref.nara.jp/50489.htm>

(7) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。

(8) 契約締結後、受注者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、違約金支払義務が生じます。

- ① 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - ② 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ⑤ 前②に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
 - ⑧ この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (9) 上記(8)⑧の届出を怠った場合は、「奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止措置を行う場合があります。
- (10) この事業は、奈良県公契約条例（平成 26 年 7 月奈良県条例第 11 号。以下「公契約条例」といいます。）第 2 条第 2 号に規定する特定公契約（以下「特定公契約」といいます。）として契約するものであり、公契約条例第 2 条第 4 号に規定する特定受注者及び同条第 6 号に規定する特定下請負者等は、公契約条例第 8 条から第 17 条までの規定の適用を受ける者としします。

この契約の受注者となった者は、公契約条例及び奈良県公契約条例施行規則（平成 26 年 10 月奈良県規則第 33 号）を遵守し、契約書に添付する「特定公契約特約条項」の定める事務を履行しなければなりません。

この契約の受注者となった者が、これらの条項に違反した場合は、奈良県公契約条例に基づく過料処分及び入札参加停止措置の対象となることがあります。

詳細は、奈良県会計局ホームページに掲載する「奈良県公契約条例の手引き」を参照してください。

以上

設計内訳書

(1) 初期経費
① ホームページ開設
② 広域無線開設
③ 運営設備準備
④ 研修・マニュアル作成
(2) 運営人件費
① 管理業務
② 観光案内業務
(4) 設備保守
① 機械設備（音響設備）保守点検
② 機械設備（照明設備）保守点検
(5) ホームページ運営費
(6) 運営備品費
(7) 施設賠償責任保険
(8) 一般管理費